

令和5年度 通関士本試験

通 関 業 法

解答・解説

※この解答は、令和5年7月1日施行法令に基づき作成しています。

〈令和5年度 通関業法 解答&難易度〉

《配点》

選択式	語群選択式	第1問～第5問（各5点）	25点
	複数選択式	第6問～第10問（各2点）	10点
択一式		第11問～第20問（各1点）	10点
合計			45点

【選択式】語群選択式：5点×5問（1箇所1点）

問	項 目	正 解		ランク
第1問	通関業法の目的及び定義	イ	⑥	A
		ロ	⑬	
		ハ	⑨	
		ニ	⑫	
		ホ	⑤	
第2問	通関業務及び関連業務	イ	⑤	A
		ロ	④	
		ハ	⑦	
		ニ	⑩	
		ホ	⑨	
第3問	欠格事由	イ	⑮	A
		ロ	③	
		ハ	②	
		ニ	⑪	
		ホ	⑨	
第4問	記帳, 届出, 報告等	イ	⑫	A
		ロ	⑪	
		ハ	⑥	
		ニ	⑬	
		ホ	⑮	
第5問	業務改善命令及び監督処分	イ	⑩	A
		ロ	②	
		ハ	①	
		ニ	④	
		ホ	⑦	

【選択式】複数選択式：2点×5問（解答のすべてが正解した場合のみ）

問	項 目	正 解	ランク
第6問	変更等の届出	1, 3, 5	A
第7問	通関士の設置	1, 4	A
第8問	更正に関する意見の聴取及び検査の通知	4, 5	A
第9問	通関業者等の義務	1, 2, 3	B
第10問	罰則	1, 2, 4	B

【択一式】1点×10問

問	項 目	正 解	ランク
第11問	通関業務及び関連業務	2	A
第12問	通関業の許可及び営業所の新設	3	B
第13問	通関業の許可の消滅及び取消し	4	A
第14問	通関業の許可に基づく地位の承継	4	A
第15問	通関士の審査等	4	A
第16問	通関業者等の義務	0	B
第17問	記帳、届出、報告等	2	A
第18問	財務大臣の確認	2	B
第19問	通関士の資格の喪失	2	A
第20問	通関士に対する懲戒処分	1	A

A：できてほしい問題

B：中間レベルの問題

C：難易度の高い問題

【選択式】

（語群選択式）

第1問 正解 イー⑥ ロー⑬ ハー⑨ ニー⑫ ホー⑤

（業法1条，2条2号）

第2問 正解 イー⑤ ロー④ ハー⑦ ニー⑩ ホー⑨

（業法2条1号イ(1)(一)，(2)，7条）

第3問 正解 イー⑮ ロー③ ハー② ニー⑪ ホー⑨

（業法6条4号イ，9号，10号，3号）

第4問 正解 イー⑫ ロー⑪ ハー⑥ ニー⑬ ホー⑮

（業法22条2項，施行令9条1項，2項）

第5問 正解 イー⑩ ロー② ハー① ニー④ ホー⑦

（業法33条の2，34条1項1号，2号）

（複数選択式）

第 6 問 正解 1, 3, 5

- 1 ○ 通関業者は、通関業法13条の規定により通関業務を行う営業所に置かれている**通関士の数**に変更があった場合には、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない（業法12条1号、4条1項3号）。
- 2 × 通関業者は、通関業務を行う営業所における**通関士以外の通関業務の従業者**の数に変更があった場合には、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない旨の**規定はない**。
- 3 ○ 通関業者は、**通関業以外に営む事業の種類**に変更があった場合には、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない（12条1号、4条1項5号）。
- 4 × 通関業者は、その**資産の状況**に変更があった場合には、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない旨の**規定はない**。
- 5 ○ 通関業者は、通関業務を行う営業所の**責任者の氏名**に変更があった場合には、遅滞なくその旨を財務大臣に届け出なければならない（12条1号、4条1項3号）。

第 7 問 正解 1, 4

- 1 ○ 通関業者は、通関士を置かなければならないこととされる営業所ごとに、通関業務に係る貨物の数量及び種類並びに通関士の審査を要する通関書類の数、種類及び内容に応じて**必要な員数の通関士を置かなければならない**（業法13条、施行令 5 条）。
- 2 × 通関業者は、通関業務を行う営業所における**業務量**からみて通関士を置く必要がないと認められるときは、当該営業所に通関士を置くことを要しない旨の**規定はない**。
- 3 × 通関業者は、通関士を置かなければならないこととされる営業所ごとに、**専任**の通関士を 1 名以上置かなければならない旨の**規定はない**。
- 4 ○ 通関業者が通関業務を行う営業所に通関士を置くことを要しない場合における当該営業所において取り扱う通関業務に係る貨物が「一定の種類の貨物のみに限られている場合」とは、その行う通関業務に係る**貨物が一定種類**に限られており、**通関業務の内容が簡易かつ、定型化**されている場合をいうこととされている（基本通達13－1）。
- 5 × 通関業者は、通関業務を行う営業所の新設の許可の条件として、その取り扱う通関業務に係る貨物について一定の種類の貨物のみに限る条件が付されている場合であっても、当該営業所に**通関士を置くことはできる**（14－1 参照）。

第8問 正解 4, 5

- 1 × 税関長は、通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について更正をすべき場合であって、当該更正が当該申告に係る貨物の**関税率表の適用上の所属の相違**に基因して納付すべき関税の額を増加するものであるときは、当該通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えることを**要する**（業法15条）。
- 2 × 税関長は、通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について更正をすべき場合において、当該更正が**計算の誤り**に基因して納付すべき関税の額を増加するものであるときは、当該通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えることを**要しない**（15条）。
- 3 × 税関長は、通関業者が他人の依頼に応じて税関官署に対してした納税の申告について更正をすべき場合において、当該更正が当該申告に係る貨物の課税価格の相違に基因して納付すべき関税の額を**減少する**ものであるときは、当該通関業者に対し、当該相違に関し意見を述べる機会を与えることを**要しない**（15条）。
- 4 ○ 通関業法15条の規定に基づく更正に関する意見の聴取は、通関士が設置されている場合にあつては、**原則として通関士から行い**、その他の場合にあつては、**営業所の責任者又はこれに準ずる者から行うこととされている**（基本通達15-1）。
- 5 ○ 税関長は、通関業者の行う通関手続に関し、税関職員に関税法43条の4第1項の**保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認の際の検査**をさせるときは、当該通関業者又はその従業者の立会いを求めるため、その旨を当該**通関業者に通知**しなければならない（業法16条、施行令7条2号）。

第9問 正解 1, 2, 3

- 1 ○ 正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た**秘密を他に漏らす行為**をした通関士の当該行為については、通関士が**通関業法に違反**したこととなるため、通関士に対する**懲戒処分の対象**とされている（業法35条1項、19条）。
- 2 ○ 通関士は、自ら通関書類の審査を行うことなく**他人に自己の記名をさせてはならないこと**とされている（33条、基本通達33－1（1））。
- 3 ○ 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に提出する**輸入申告書**について、通関士にその内容を**審査させ、かつ、これに記名させなければならない**（業法14条、施行令6条1号）。
- 4 × 通関業者は、他人に自己の名義の印章を使用させ、自己の名義で通関業務を行わせることは**できない**（業法17条、通達17－1）。
- 5 × 通関業法18条の規定による通関業務の料金の額の掲示については、**インターネット上で当該料金の額の閲覧を可能とする方法により行うことができる**（業法18条、通達18－2）。令和5年7月改正施行。

第10問 正解 1, 2, 4

- 1 ○ 通関業法3条2項の規定により通関業の許可に付された条件に違反して、当該条件により限定された種類以外の貨物につき、通関業を営んだ者は、通関業法の規定に基づき1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある（業法41条1項2号）。
- 2 ○ 通関業法33条の規定に違反して自らの通関士の名義を他人に通関業務のため使用させた者は、通関業法の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがある（44条2号）。
- 3 × 通関業法40条2項の規定に違反して通関士という名称を使用した通関士でない者は、通関業法の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがある（44条3号）。
- 4 ○ 通関業者である法人の従業者が、その法人の業務に関し、通関業法38条1項の規定に基づく税関職員による質問に偽りの答弁をしたときは、通関業法の規定に基づき、当該従業者が罰せられることがあるほか、その法人に対しても罰金刑が科せられることがある（43条2号、45条）。
- 5 × 通関業者である法人の役員が、その法人の業務に関し、正当な理由がなくて、その通関務に関して知り得た秘密を他に漏らしたときは、当該役員が罰せられることがあるが、その法人に対しては罰金刑が科せられることはない（45条）。

【択一式】

第11問 正解 2

- 1 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法7条3項の規定による輸入貨物に係る課税標準の教示の求めは、**関連業務**に含まれる。（基本通達7-1(1)イ）。
- 2 ○ 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法23条1項の規定による本邦と外国との間を往来する船舶への外国貨物である船用品の積込みの申告は、**通関業務**に含まれる（業法2条1号イ(1)(三)）。
- 3 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法63条1項の規定による外国貨物の保税運送の申告は、**関連業務**に含まれる（通達7-1(1)へ）。
- 4 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理して輸入申告をする場合において、他人の依頼に応じ、当該輸入申告の前に行われるその輸入に関して必要とされる外国為替及び外国貿易法の規定による経済産業大臣の輸入の承認の申請は、**関連業務**に含まれる（7-1(1)チ）。
- 5 × 他人の依頼によってその依頼をした者を代理してする関税法43条の3第1項の規定による保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認の申請は、**通関業務**に含まれる（業法2条1号イ(1)(四)）。

第12問 正解 3

- 1 × 通関業者の通関業の許可に条件が付されていない場合において、財務大臣が当該通関業者の通関業務を行う営業所の新設の許可を行うときは、その営業所の新設の許可に**条件を付することはできる**（業法8条2項、3条2項）。
- 2 × 通関業の許可を受けようとする者は、通関業許可申請書に、年間において取り扱う見込みの通関業務の量を記載した書面を添付することとされているが、当該通関業務を依頼しようとする者の**推薦状を添付しなければならない旨の規定はない**（4条2項、施行規則1条6号）。
- 3 ○ 財務大臣は、通関業の許可をしようとするときは、その許可申請に係る**通関業の経営の基礎が確実**であることに適合するかどうかを審査しなければならないとされており、この「通関業の経営の基礎が確実であること」とは、許可申請者の**資産内容が充実し、収支の状況が健全であり、かつ、通関業務を営むための必要な設備が整っている**と認められることをいうこととされている（業法5条1号、基本通達5-1(1)）。
- 4 × 財務大臣は、通関業務を行う営業所の新設の許可をしようとするときは、許可申請に係る通関業を営む営業所につき、**通関業法13条（通関士の設置）の要件を備えることとなっているかどうかを審査しなければならない**。この「通関業法13条の要件を備えることとなっている」とは、許可申請の際、通関士試験合格者を**現に雇用**しているか、又は通関士試験合格者を雇用することが**雇用契約等により確実**と認められる場合をいい、**単なる見通しは含まれないこと**とされている（業法8条2項、5条3号、基本通達5-4）。
- 5 × 認定通関業者である通関業者が通関業務を行う営業所を新たに設けようとする場合には、財務大臣にその旨を**届け出る**ことにより当該営業所を**新設**することができる（業法9条1項）。

第13問 正解 4

- 1 ○ 通関業者が通関業を廃止したことにより通関業の許可が消滅した場合において、現に進行中の通関手続があるときは、当該通関手続については、当該通関業の許可を受けていた者が引き続き当該通関業の許可を受けているものとみなすこととされている（業法10条3項）。
- 2 ○ 財務大臣は、通関業者が偽りその他不正の手段により通関業の許可を受けたことが判明したときは、通関業法11条の規定に基づき、当該通関業の許可を取り消すことができる（11条1項1号）。
- 3 ○ 財務大臣は、法人である通関業者であって、その役員が通関業法6条7号に規定する暴力団員に該当するに至ったときは、同法11条の規定に基づき、当該通関業者の通関業の許可を取り消すことができる（11条1項2号）。
- 4 × 財務大臣は、通関業者が関税法111条（許可を受けないで輸出入する等の罪）の規定に該当する違反行為をして同法の規定により通告処分を受けた者に該当するに至ったときは、当該通関業者の通関業の許可を取り消すことができる（11条1項2号、6条4号イ）。許可が消滅するのではない。
- 5 ○ 通関業の許可を受けた者がその許可の日から1年以内に通関業務を開始しない場合であっても、当該通関業の許可は消滅しない（10条参照）。

第14問 正解 4

- 1 ○ 通関業者が死亡し相続があった場合において、当該通関業者の通関業の許可に基づく地位を承継した者は、当該通関業者の死亡後60日以内に、その承継について財務大臣に**承認の申請をすることができる**（業法11条の2第2項）。
- 2 ○ 法人である通関業者が合併する場合において、あらかじめ財務大臣の承認を受けたときは、その合併後存続する法人は、当該合併により消滅した法人の通関業の許可に基づく**地位を承継することができる**（11条の2第4項）。
- 3 ○ 財務大臣は、法人である通関業者が合併する場合において、その合併後存続する法人が通関業の経営の基礎が確実であることについての基準に適合しないときは、通関業の許可に基づく地位の**承継の承認をしないもの**とされている（11条の2第5項）。
- 4 × 財務大臣は、通関業者について相続により通関業の許可に基づく地位の承継の承認をするに際して、当該承認をしようとする承継に係る通関業の許可に付された**条件を変更することはできる**（11条の2第6項）。
- 5 ○ 財務大臣は、法人である通関業者について合併により通関業の許可に基づく地位の承継の承認をするに際しては、当該承認をしようとする承継に係る通関業務を行う営業所の許可について**新たに条件を付することができる**（11条の2第6項）。

第15問 正解 4

- 1 ○ 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税法の規定に基づいて税関長に対してする不服申立てに係る不服申立書について、通関士にその内容を**審査させなければならない**（業法14条、施行令6条2号）。
- 2 ○ 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として、他人の依頼に応じて税関官署に提出する修正申告書について、通関士にその内容を**審査させなければならない**（業法14条、施行令6条4号）。
- 3 ○ 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として、他人の依頼に応じて税関官署に提出する更正請求書について、通関士にその内容を**審査させなければならない**（業法14条、施行令6条4号）。
- 4 × 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として、他人の依頼に応じて税関官署に提出する関税の納期限の延長に係る申請書について、通関士にその内容を**審査させることを要しない**（業法14条、施行令6条参照）。
- 5 ○ 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として、他人の依頼に応じて税関官署に提出する保税工場に外国貨物を置くことの承認に係る申請書について、通関士にその内容を**審査させなければならない**（業法14条、施行令6条1号）。

第16問 正解 O

- 1 ○ 法人である通関業者の役員及び通関士は、正当な理由がなくて、通関業務に関して知り得た秘密を**盗用してはならない**こととされており、これらの者が**これらの者でなくなった後も、同様**とされている（業法19条）。
- 2 ○ 法人である通関業者の役員及び通関士は、通関業者又は通関士の**信用又は品位を害するような行為をしてはならない**（20条）。
- 3 ○ 通関業法の規定により通関業者が保存しなければならない通関業務に関する書類については、**電磁的記録により保存**することができることとされている（22条1項、基本通達22-2）。
- 4 ○ 通関業法18条の規定により通関業者が揭示する料金の額は、依頼者に対する透明性を確保する観点から、依頼者にとって**分かりやすいものでなければならない**こととされている（18条、18-1）。
- 5 ○ 法人である通関業者が財務大臣に提出する定期報告書（その取扱いに係る通関業務及び関連業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務及び関連業務に係る事項を記載した報告書）には、その報告期間に係る事業年度の**貸借対照表及び損益計算書を添付**しなければならない（22条3項、施行令10条2項）。

第 17 問 正解 2

- 1 × 保存が必要な通関業務に関する書類は、次に掲げる書類である（業法 22 条 1 項、施行令 8 条 2 項）。
- (1) 通関業務に関し税関官署又は財務大臣に提出した申告書、申請書、不服申立書その他これらに準ずる書類の写し
 - (2) 通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類
 - (3) **通関業務に関する料金の受領を証する書類の写し**
- 本肢は上記の (3) に該当し、その作成後に保存することを要する（業法 22 条 1 項、施行令 8 条 2 項 3 号、3 項）。
- 2 ○ 本肢は選択肢 1 の (2) に該当し、その作成の日後 3 年間保存しなければならない（業法 22 条 1 項、施行令 8 条 2 項 2 号、3 項）。
- 3 × 通関業者は、通関業務に関し、依頼者から受領した仕入書、運賃明細書及び保険料明細書については、その受領の日後 3 年間保存することを要しない。
- 4 × 通関業者が財務大臣に提出する**定期報告書**（その取扱いに係る通関業務及び関連業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務及び関連業務に係る事項を記載した報告書）には、その報告期間の末日における通関業務の用に供される**資産の明細を記載**することを要する（業法 22 条 3 項、施行令 10 条 1 項 3 号）。
- 5 × 通関業者は、定期報告書（その取扱いに係る通関業務及び関連業務の件数、これらについて受けた料金の額その他通関業務及び関連業務に係る事項を記載した報告書）を**毎年 6 月 30 日までに財務大臣に提出しなければならない**（施行令 10 条 1 項）。

第18問 正解 2

- 1 ○ 通関業者は、他の通関業者の通関業務に従事する通関士について、当該他の通関業者に係る通関士と**併任**して、通関士という名称を用いて自己の通関業務に従事させようとするときは、当該**他の通関業者の承諾を得なければならない**こととされている（業法基本通達31-1(4)）。
- 2 × 通関業者は、他の通関業者の通関業務に従事する通関士について、当該他の通関業者に係る通関士と併任して、通関士という名称を用いて自己の通関業務に従事させようとするときは、財務大臣の**確認を受けることを要する**。なお、この場合は「通関士確認届」に代えて「従業者等の異動（変更）届」をもって届出が可能である（業法31条1項、通達31-1(3)イ）。
- 3 ○ 通関業者は、通関士試験に合格した者である**派遣労働者**（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律2条2号に規定する派遣労働者をいう。）について、財務大臣の確認を受け、通関士という名称を用いてその通関業務に**従事させることができる**（31-1(5)）。
- 4 ○ **通関業者でない者**は、通関士試験に合格した者について、財務大臣の確認を受けて通関士という名称を用いてその業務に**従事させることはできない**（業法31条1項）。
- 5 ○ 通関業者は、通関士試験に合格した者について財務大臣の確認を受けようとする場合には、その確認に係る届出に関する書面に、その合格した者が通関業法31条2項1号及び2号に規定する通関士の**欠格事由に該当しないことを証する書面を添付しなければならない**（施行令13条2項）。

第19問 正解 2

- 1 × 通関士が、退職により通関業務に従事しないこととなった場合は、その通関士の資格を喪失する（業法32条1号）。
- 2 ○ 通関士が、疾病により通関業務に従事できないこととなった場合であっても、当該通関士がその職にある限り、その通関士の資格を喪失しないこととされている（基本通達32-1(2)）。
- 3 × 通関士試験に合格した者は、その受験地を管轄する税関の管轄区域内のみならず、どの税関の管轄区域内においても、通関士となる資格を有する（業法25条）。
- 4 × 不正な手段により通関業法31条1項の確認（通関業者が通関士試験に合格した者を通関士という名称を用いてその通関業務に従事させようとする場合における財務大臣の確認）を受けたことが判明した者について、税関長により通関士試験の合格の決定は取り消されない。なお、この場合、通関士の資格は喪失する（29条、32条4号参照）。
- 5 × 通関士試験に合格した者が、その合格に係る官報での公告の日から3年間通関士として通関業務に従事しない場合であっても、通関士となる資格は喪失しない（32条参照）。

第20問 正解 1

- 1 × 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分として、通関士に対し、戒告したときは、その旨を**公告することを要する**（業法35条2項、34条2項）。
- 2 ○ 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分として、通関士に対し、**1年以内の期間**を定めてその者が通関業務に**従事することを停止**することができる（35条1項）。
- 3 ○ 財務大臣は、通関士に対する懲戒処分として、通関士に対し、**2年間**その者が通関業務に**従事することを禁止**することができる（35条1項）。
- 4 ○ 通関士が、通関士に対する懲戒処分として、通関業務に従事することを停止された場合にあっては、当該通関士は、その**停止の期間の経過後、直ちに**通関士として**通関業務に従事**することができることとされている（基本通達35-1(2)）。
- 5 ○ **何人も**、通関士に、財務大臣が通関士に対する懲戒処分をすることができる場合に該当する事実があると認めたときは、財務大臣に対し、その事実を申し出て、**適当な措置をとるべきことを求める**ことができる（業法36条）。